

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】確定拠出年金における「運営管理機関の評価」および「兼務規制の緩和」について	P1
【コラム】基金型 DB から規約型 DB への制度移行について	P6

確定拠出年金における「運営管理機関の評価」 および「兼務規制の緩和」について

1. はじめに

2018（平成 30）年 7 月 24 日、確定拠出年金法施行規則（平成 13 年 7 月 23 日厚生労働省令第 175 号）、確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成 13 年 7 月 23 日内閣府令・厚生労働省令第 6 号）、「確定拠出年金制度について（法令解釈）」（平成 13 年 8 月 21 日年発第 213 号）および「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号）の改正に係るパブリックコメントの意見募集結果が公表されるとともに、当該改正省令・通知等が公布・発出されました。また、同月 26 日には、「確定拠出年金 Q&A の改定について」（平成 30 年 7 月 26 日事務連絡）も発出されました。

今般の確定拠出年金（DC）の制度改正の内容は、事業主による「運営管理機関の評価」と、金融機関等の営業職員における運営管理機関業務の「兼務規制の緩和」に大きく分かれます。今月号ではその内容について解説いたします。

2. 事業主による運営管理機関の評価について

2016（平成 28）年 6 月 3 日に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 66 号）により、企業型確定拠出年金（企業型 DC）の運営管理業務を委託する事業主は、少なくとも 5 年ごとに運営管理業務の実施に関する評価・検討を行うとともに、必要に応じて運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされました（確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 7 条第 4 項）。この措置は、本年（2018 年）5 月 1 日から施行されています。

これを受けて、運営管理機関によって選定された運用の方法の相対的な比較および評価を可能とし、事業主による運営管理機関の評価（運用の方法のモニタリングを含む）の実効性を確保するための措置が以下の通り講じられています。

（1）運営管理機関の定期的な評価の考え方

事業主は、企業型 DC 制度を実施する主体であり、もっぱら加入者等の利益のみを考慮して運営管理機関を選定する必要があります。ただし、制度発足時点における運営管理機関の体制や運用の方法がその時点で望ましいものであったとしても、期間の経過により必ずしもそうでない体制や商品になる可能性が起りえます。そのため事業主は、企業型 DC 制度の実施主体として、制度導入後も少なくとも 5 年ごとに運営管理機関の運営管理業務の遂行状況について評価を行い、運営管理機関との対話等を通じて改善していくことが求められます。

また、運営管理機関の業務遂行状況の評価だけでなく、年 1 回以上定期的に報告を受けることとされている業務状況等の報告内容についても評価を行うことが望ましいとされています。

(2) 具体的な評価項目

点検すべき項目や手法については、企業の規模・加入者等の構成、制度導入からの定着度、投資教育の充実度等により、それぞれの事業主において異なると考えられますが、運営管理機関により運用の方法が選定された時点から時間が経過しても、なお加入者等にとって最適な運用の方法が選定されているかを確認する観点から、少なくとも図表 1 に掲げる事項が評価項目として挙げられています。

＜図表 1＞運営管理機関の評価における具体的な項目

項番	出来事
1	提示された商品群の全てまたは多くが 1 金融グループに属する商品提供機関または運用会社のものであった場合、それがもっぱら加入者等の利益のみを考慮したものであるか。
2	下記のとおり、他の同種の商品よりも劣っている場合に、それがもっぱら加入者等の利益のみを考慮したものであるか。 ・同種（例えば同一投資対象・同一投資手法）の他の商品と比較し、明らかに運用成績が劣る投資信託である。 ・他の金融機関が提供する元本確保型商品と比べ提示された利回りや安全性が明らかに低い元本確保型商品である。 ・同種（例えば同一投資対象・同一投資手法）の他の商品と比較して、手数料や解約時の条件が良くない商品である。
3	商品ラインナップの商品の手数料について、詳細が開示されていない場合または開示されているが加入者にとって一貫性が無い若しくは詳細な内容の閲覧が分かりにくくなっている場合に、なぜそのような内容になっているか。
4	運営管理機関が事業主からの商品追加や除外の依頼を拒否する場合、それがもっぱら加入者等の利益のみを考慮したものであるか。
5	運営管理機関による運用の方法のモニタリングの内容（商品や運用会社の評価基準を含む）、またその報告があったか。
6	加入者等への情報提供がわかりやすく行われているか（例えば、コールセンターや加入者ウェブの運営状況）。

（出所）「確定拠出年金制度について（法令解釈）」（平成 13 年 8 月 21 日年発第 213 号）を基に、リそな年金研究所作成。

また、①企業型 DC 制度を長期的・安定的に運営するには運営管理業務を委託する運営管理機関自体の組織体制や事業継続性も重要となること、および、②定期的な評価は事業主が主体的・俯瞰的に再点検し運営管理機関との対話等を通じて制度の是正・改善につなげていくべきとの観点から、図表 1 に掲げる項目以外にも、「運営管理業務の運営体制」「運営管理機関の信用および財産の状況」および「運営管理機関から運営管理業務に付随して提供を受けているサービス（例えば、投資教育を委託している場合の投資教育の内容や方法等）で点検すべき項目」についても評価することが望ましいとされています。

最後に、上記評価項目に基づく運営管理機関からの報告内容および評価内容は、加入者等に対して開示することが望ましいとされています。

(3) 事業主および運営管理機関の行為準則

事業主の行為準則として、運営管理機関または資産管理機関を新たに選任する際の項目として、提示されることが見込まれる運用の方法（運用商品ラインナップ）が追加されました。また、運営管理機関に委託する業務のうち特に運用関連業務について、もっぱら加入者等の利益のみを考慮して適切に行われているかを確認するため、図表 1 の項番 1～4 に掲げる事項について運営管理機関から合理的な説明を受けるよう努めるものとされました。

また、運営管理機関の行為準則も上記の趣旨を踏まえて改正され、事業主に対する説明責任を積極的に果たすとともに、事業主との意見交換等を踏まえつつ、定期的に自己の運営管理業務の遂行状況を点検・確認し、必要に応じて見直しを行うこととされています。

(4) 運営管理機関による運用の方法の公表

事業主による運営管理機関の評価に際し、事業主が運営管理機関によって提供されているサービスの相対的な比較を可能とし、運営管理機関による適切な運用の方法の選定を確保する観点から、運営管理機関

が自身の選定した運用の方法の一覧の公表が義務付けられます。公表はインターネットを利用して閲覧に供する方法によるものとされており、また、公表した情報は少なくとも毎年1回更新する必要があります。運用の方法の公表イメージは、図表2の通りです。

＜図表2＞運用の方法の公表イメージ【企業型DCの場合】

(更新日:○年○月○日)

○元本確保型商品

分類	運用商品名	商品提供機関	商品情報・運用実績 ^(注2)	中途解約利率・解約控除の有無 ^(注3)
預貯金				
共済				
生命保険				
損害保険				

○投資信託(元本確保型商品以外の預金、信託、生命保険、損害保険を含む。)

分類	運用商品名	商品提供機関	商品情報・運用実績 ^(注2)	手数料		
				販売手数料 ^(注4)	信託報酬 ^(注5)	信託財産留保額
国内債券	パッシブ					
国内債券	アクティブ					
国内株式	パッシブ					
国内株式	アクティブ					
外国債券	パッシブ					
外国債券	アクティブ					
外国株式	パッシブ					
外国株式	アクティブ					
バランス	パッシブ					
バランス	アクティブ					
ターゲット・イヤー・ファンド	パッシブ					
ターゲット・イヤー・ファンド	アクティブ					
国内リート	パッシブ					
国内リート	アクティブ					
海外リート	パッシブ					
海外リート	アクティブ					
その他						

(注1) ウェブページに直接一覧表を掲載する方法とすること。手数料(「中途解約利率・解約控除の有無」および「手数料」)以外の項目については、資料の添付又はリンクの掲載も可能。また、一覧表への項目の追加は自由に可。なお、規約毎に一覧表を公表することも可。

(注2) 確定拠出年金法第24条および第24条の2に基づく情報提供に係る資料(運用商品の概要や運用実績等)を添付またはそのリンクを掲載すること。

(注3) 解約控除額、中途解約利率がある場合にのみ「○」を記載すること。

(注4) 買付時に販売手数料を徴する場合のみ税込みの料率(合計)総率を記載すること。販売会社が手数料をとっている場合は、販売会社名も記載すること。

(注5) 信託報酬は税込みの料率(合計)総率を記載すること。複数の料率体系がある場合には最大のもののみの記載も可。

(注6) 現在選定・提示している規約以外に、今後選定・提示を予定していない商品があれば、その旨を理由とともに記載すること。なお、このような商品について、理由を示して階層化することは可能。

(出所) 厚生労働省「運用の公表のイメージ」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000337819.pdf>)を基に、りそな年金研究所作成。

3. 金融機関等の営業職員における運営管理機関業務の兼務規制の緩和について

運営管理機関は、もっぱら加入者等の利益のみを考慮して中立的な立場で運営管理業務を行う必要があることから、金融商品の販売等を行う金融機関が運営管理機関となっている場合、当該金融機関において、金融商品の販売若しくはその代理若しくは媒介またはそれらに係る勧誘に関する事務を行う者（いわゆる営業職員）が運営管理機関業務を兼務することを禁止しています（いわゆる兼務規制）。

しかし、DC 加入者等に対してより充実した情報提供を可能とするため、2019（平成 31）年 7 月より、運営管理機関における業務管理態勢の整備等、DC 加入者等のために忠実に業務を行うことを確保するための措置を講じたうえで、兼務規制が一部緩和されます。

(1) 緩和される事項について

確定拠出年金における運用関連業務は、運用商品の「選定」「提示」「情報提供」の 3 つに大きく分けられます。このうち「提示」および「情報提供」については、既に選定されている運用商品について行うことや、情報提供すべき内容が詳細に規定されていることから、恣意的な行為や利益相反行為となる可能性が選定と比べて低いため、代替措置を講じた上で兼務規制が緩和されます（図表 3）。

なお、運用商品の「選定」については自社商品等を選ぶなど利益相反の可能性が大きいことから、営業職員による個別の運用商品の「推奨」については運営管理機関の中立性を確保する観点から、それぞれ緩和は見送られました。

＜図表 3＞兼務規制の緩和の方向性

実施事項	実施者	運営管理機関の営業職員	【参考】運営管理業務の専任職員
運用商品の選定		×	○
運用商品の提示及び情報提供		× ⇒ ○	○
加入者に運用商品のパンフレットを示し、併せてその選定理由を説明すること		× ⇒ ○	○
加入者に運用商品のパンフレットを示し、運用商品の内容について詳細な説明を行うこと		× ⇒ ○	○
投資教育（確定拠出年金制度の説明、運用商品の一般的な説明を行うこと等）		○	○
個人型確定拠出年金への加入の勧誘を行うこと		○	○
運用商品の推奨		×	×

（出所）第 20 回社会保障審議会企業年金部会「資料 3 確定拠出年金における兼務規制について」5 ページを基に、りそな年金研究所作成。

(2) 兼務規制の緩和に伴う措置

兼務規制の緩和により、加入者等に対する情報提供の機会が増え、加入者等の運用の指図の支援に繋がることが期待される一方、営業職員が加入者等に対して情報を提供する行為を含めた運営管理業務については、もっぱら加入者等の利益が最大となるよう法令を遵守して行われる必要があることから、図表 4 に掲げる措置が導入されます。

4. 施行期日

今般の制度改正に係る施行期日は、以下の通りです。なお、運営管理機関の評価における「少なくとも 5 年ごと」とは、施行日（2018 年 5 月 1 日）を起点に 5 年以内となります。ただし、2018 年 5 月 1 日より後に企業型 DC を開始する場合は、当該制度開始日を起点に 5 年以内に評価を行う必要があります。

- 運営管理機関の評価（「運営管理機関による運用の方法の公表」以外）：2018 年 7 月 24 日
- 運営管理機関の評価（運営管理機関による運用の方法の公表）：2019 年 7 月 1 日
- 兼務規制の緩和：2019 年 7 月 1 日

＜図表 4＞兼務規制の緩和に伴い、加入者等のために忠実に業務を行うことを確保するための措置

<p>業務管理態勢の整備 (社内規則の整備、研修等)</p>	<p>運営管理機関となっている金融機関の営業職員が運用商品の情報提供を行うことが可能となるが、そのような営業職員も含めて、運営管理業務として法令を遵守して情報提供等を行う必要がある。確定拠出年金制度は、通常の金融商品とは異なる制度であり、各金融業法と異なる行為規制や禁止行為が規定されていることから、研修（確定拠出年金制度に関する研修を含む。）や社内規則の整備、社内における法令遵守状況の検証等を求める。</p>
<p>営業職員による特定の運用商品の推奨禁止</p>	<p>兼務規制は、現場において、運営管理機関となっている金融機関の営業職員が、運用商品の情報提供等とともに推奨まで行うことのないよう情報提供等の行為も禁止していたもの。今般の緩和において、中立性確保の必要性は変わらないことから、引き続き営業職員による運用商品の推奨は禁止とする。 ※情報提供を受ける加入者等の利便性を高める観点から、加入者等から特定の運用商品の説明を求められた運営管理機関が、提示している運用商品の一覧を示して、特定の運用商品の説明を行うことは、情報提供として認められることとする。</p>
<p>情報提供に係る利益相反行為の禁止</p>	<p>加入者等の利益より自社の利益を図るために、特定の運用商品に係る情報を提供することが懸念されることから、自己又は第三者の利益を図る目的で、特定の運用商品に係る情報提供を行うことを禁止とする。 【禁止される行為の例】運営管理機関が商品提供機関である手数料の高い商品についてのみ、手数料を得る目的で、窓口に来た加入者等に情報提供すること。</p>
<p>加入前の者に対する適切な行為の確保</p>	<p>加入者となる際に運用の指図を行うことが想定されることから、加入者となる際には運用商品に関する情報提供や投資教育がなされている必要があることに留意する旨、また、加入者の権利が不当に侵害されないよう運営管理機関の行為準則が設けられた趣旨に鑑み、加入前の者に対して行為準則に反する行為が行われ、その者が加入者となった場合、その加入者の権利が侵害されることのないよう留意する必要があることとする。</p>
<p>提示される運用商品全体の適切性確保 (運用商品の公表)</p>	<p>運営管理機関を選択しようとしている者が運用商品に関する情報をあらかじめ容易に入手できるようにし情報の非対称を埋めることで、運営管理機関を適切に選択・評価するため、また、適切な情報提供の前提として、専門的知見を発揮した適切な運用商品の選定を確保するため、運営管理機関に対して、現に当該運営管理機関が加入者等に対して提示している全ての運用商品に係る情報をインターネットを利用して公表することを求める。 ※企業型年金の運用商品の公表については、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」において導入される事業主による運営管理機関の5年に1回評価に資する措置として対応。</p>
<p>確定拠出年金法上の運用商品の情報提供として行う行為であることの説明</p>	<p>確定拠出年金制度は、通常の金融商品とは異なる制度であり、運営管理機関に対しては、各金融業法とは異なる行為規制や禁止行為が課されていることから、確定拠出年金制度における法令遵守を担保し、加入者等に対して誤解を与えないようにするため、営業職員が運用商品の情報提供を行う場合には、下記のような事項を加入者等に対して説明することとする。 ①運用商品の情報提供を運営管理機関の立場で行うこと ②特定の運用商品の推奨は行うことができないこと</p>

(出所) 各種資料等を基に、りそな年金研究所作成。

＜ご参考資料＞

兼務規制の緩和、運営管理機関の評価関係（厚生労働省 Web サイト）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/kenmukiseikanwa.html>

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案及び確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について（電子政府の総合窓口 Web サイト）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180025&Mode=2>

「確定拠出年金制度について」の一部改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について（電子政府の総合窓口 Web サイト）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180026&Mode=2>

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案及び確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について（電子政府の総合窓口 Web サイト）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180035&Mode=2>

「確定拠出年金制度について」の一部改正案及び「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について（電子政府の総合窓口 Web サイト）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180036&Mode=2>

(りそな年金研究所 谷内 陽一)

基金型 DB から規約型 DB への制度移行について

確定給付企業年金（DB）の運営形態には、母体企業とは別の法人格をもった企業年金基金で運営する「基金型」と、企業が信託銀行や生命保険会社などと直接契約を締結して運営する「規約型」の2種類があり、DB 法上は、当該運営形態は実態にあわせて変更することが可能です。

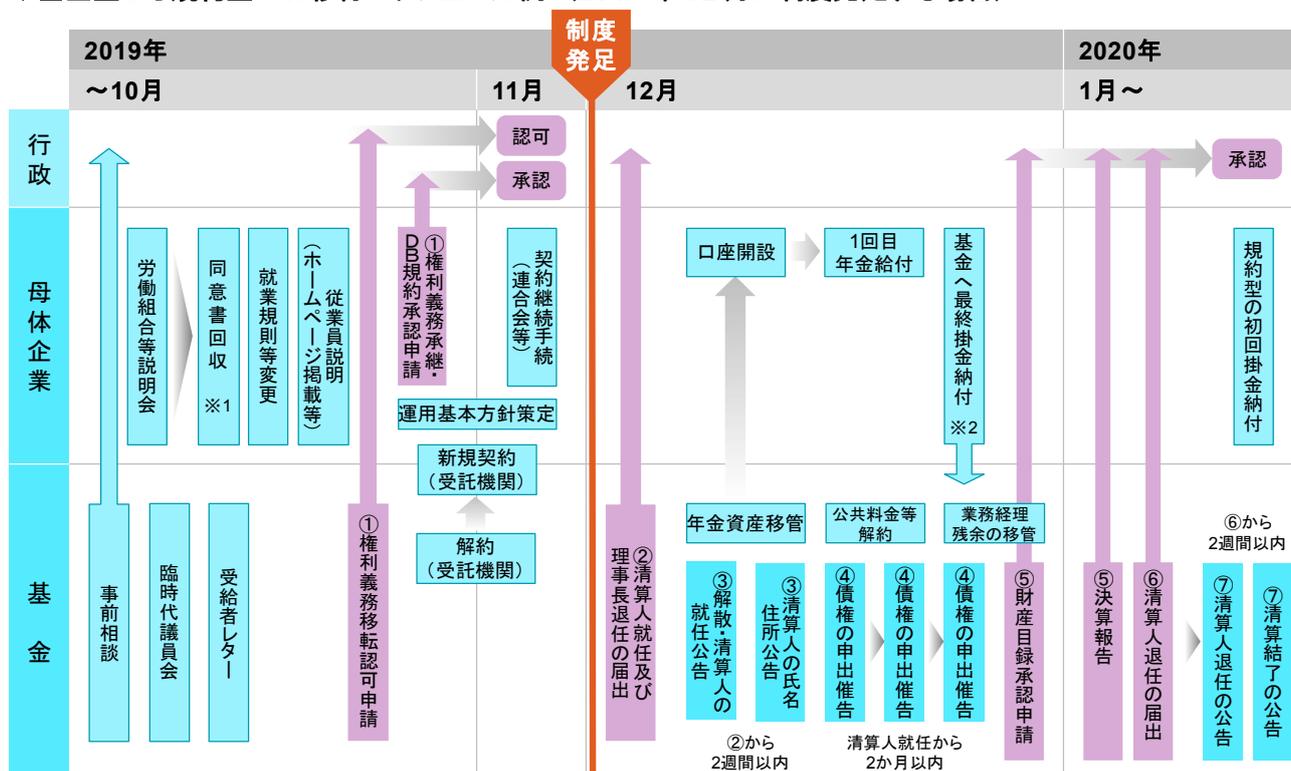
そこで、第 94 回目のコラムのテーマは、「基金型 DB から規約型 DB への移行」に関する、とある企業年金基金のベテラン事務長 Aさんと事務職員 Bさんとのディスカッションです。

A事務長：前回の代議員会で、当基金が基金型 DB から規約型 DB に移行することが議決されたので、今後は Bさんにもいろいろな手続きをお願いすることになるよ。

Bさん：わかりました。いつ頃の予定ですか？

A事務長：来年（2019年）12月に規約型 DB へ移行する予定だから、それまでのスケジュールと具体的な作業の流れを把握しておいてください。まずは、図表のスケジュールをひとつずつ確認してみましょう。

◆基金型から規約型への移行スケジュール例（2019年12月に制度発足する場合）



※1 厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がない場合は、当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意。

※2 基金の口座を解約した後となるため、直接幹事銀行等へ送金する。

- ①権利義務の移転認可申請（基金型）・権利義務承継の承認申請（規約型）・企業年金規約承認申請（規約型）
- ②清算人の就任及び理事長の退任の届出（確定給付企業年金法施行規則（以下「規則」）第 19 条・第 102 条）
- ③解散・清算人就任の公告（確定給付企業年金法施行令（以下「令」）第 58 条・第 59 条）
解散認可から 2 週間以内に解散の公告を、また、清算人就任から 2 週間以内に清算人の氏名・住所を公告する必要がある。
- ④債権の申出の催告等（確定給付企業年金法第 89 条の 3）
清算人は、その就職の日から 2 か月以内に、少なくとも 3 回の債権の申出の催告をする必要がある。
- ⑤財産目録等承認申請（令第 60 条、規則第 100 条）、決算報告の承認申請（令第 63 条、規則第 103 条）
- ⑥清算人退任の届出（規則第 102 条）
- ⑦清算終了・清算人退任公告（令第 59 条・第 63 条）
⑤の承認を受けてから 2 週間以内に清算終了の公告を、また、清算人退任から 2 週間以内に清算人の退任を公告する必要がある。

Bさん：なるほど、私たち企業年金基金（基金）だけでなく、母体企業も様々な作業が求められるんですね。

A事務長：そうですね。このスケジュールをみると、労働組合等の同意、受託機関等との間で締結する契約関係など、母体企業が担うべき作業がたくさんあることがわかりますね。当基金の場合、現在基金が担っている「積立金の運用」、「財政決算をふまえた対応」および「その他の日常事務」などは、規約型 DB に移行後は、母体企業の人事部で行います。9月の権利義務承継と規約型 DB 規約の承認申請（図中上段①）も、人事部にお願いしていますよ。

Bさん：人事部でしたら退職金制度にも詳しいので安心ですが、基金としては、今般の基金型 DB から規約型 DB への移行に関してどこまで関わるべきでしょうか。

A事務長：まずは、規約型 DB の実施主体が母体企業であることを認識してもらうことが大切です。そのうえで、母体企業が従業員に対して自社の年金制度の説明を行う際には、基金の助言が必要になる場合があります。また、契約関係についても、現在の締結内容を参考にすることは、やはり基金の助言が必要になってくる場所ですね。

Bさん：母体企業に任せておけば良いというわけではなく、基金型 DB から規約型 DB への移行がスムーズに行われるように、基金としてもしっかりサポートすることが望ましいということですね。一方で、基金としての主な作業は、基金型 DB から規約型 DB への権利義務移転認可申請の手続き、受給者等への案内、そして基金の解散手続きといったところでしょうか。

A事務長：おおまかにはその通りです。今回の場合は認可申請手続きが必要になりますが、その際の申請書類として何が必要かわかりますか。

Bさん：厚生年金基金が代行返上したときと同じような書類でしょうか。

A事務長：そうですね。みなし解散認可後の財産目録申請（図中⑤）を除けば、次の3種類の申請書類が必要になります（図中①）。

イ 基金型 DB の権利義務を移転する申請書

ロ 規約型 DB で権利義務を承継する申請書

ハ 規約型 DB の規約の申請書

基金型 DB から規約型 DB への制度移行と同時に、例えば給付減額を行う場合は減額同意が必要になりますが、当基金は現行制度をそのまま規約型 DB に移行しますので、申請書類は前述の3種類となります。申請書類については、行政宛事前相談の際に念のため確認しておくといいですね。

Bさん：わかりました。

A事務長：次に契約関係の解約手続きが必要になるので、現在どの受託金融機関とどんな契約を結んでいるのか、確認が必要です。

Bさん：総幹事との業務委託契約や、企業年金連合会との契約が思い浮かびますが。

A事務長：そうですね。基金が解散することになるのでこれらの契約は一旦解約しますが、規約型 DB として継続するものがほとんどですので、継続手続きについてはそれぞれ契約先に確認をしてみるといいよ。

Bさん：はい。それぞれの契約先との調整が必要な契約には、どのようなものがあるのでしょうか。

A事務長：運用関係の契約がありますね。口座を解約し、年金資産を規約型 DB の口座に移管する必要がありますが、運用商品によっては解約から移管までに時間を要するものもあるようですね。新たな口座開設は規約型 DB の発足直後になりますが、早々に年金給付が発生しますので、契約先にあらかじめ制度移行の方針を伝えておいて、資産移管のスケジュールを立ててもらうことが必要ですね。ただし、業務経理はみなし解散認可後の清算決了公告（図中⑦）の費用や各種手数料の支払い分を残しておかなくてはいけないので、支払を終えるまでは閉じることができません。

その他に解約するものは他にも事務所の賃貸契約やリース品、什器処分も費用が発生しますね。

Bさん：支払が終わった後に残った業務経理の残高はどうするのでしょうか。母体企業に還元するのでしょうか。

A事務長：業務経理の残高は母体企業に入れることはできないのですよ。規約型 DB の資産として、具体的には年金経理からの移管先と同一の口座に移管することになりますね。

- Bさん：そうなんです。その他にも、基金としては清算人の届出や債権申出催告、財産目録の作成などがこのスケジュールに記載されていますが、なんだか大変そうですね。
- A事務長：日常事務とは違って戸惑うことも多いかもしれないね。権利義務承継（図中上段①）が承認されると、基金は解散認可があったものとみなされます（みなし解散）ので、解散申請も不要です。
- Bさん：みなし解散でも分配金などが発生するのですか。
- A事務長：通常解散とは異なり、分配金は無いのですよ。ですが、清算人を立てて公告を行い、債権の申出催告をするなど、解散と同じような手続きが必要になります（図中③～⑦）。
- Bさん：そうなんです。そもそも、債権の申出催告（図中④）ってどういう事ですか。
- A事務長：先ほど、基金の業務経理の残高は規約型DBとして給付を行うための口座に移管する旨を説明しましたが、移管が終了すると、基金が業務経理から支払うこととなっていた費用を母体企業から支払うことができなくなります。そのような事にならないように、権利や債務の申出を促す為に公告するんですよ。
- Bさん：そういうことなんですね。全体の流れは何となくですがわかりました。ところで、今から準備することはありますか。
- A事務長：Bさんには、認可申請などで使用する「添付書類の雛形」や「受給者宛てレター」の準備をお願いするよ。特に「受給者宛てレター」は、制度移行によって受け取る年金額に変更がないことを明確にしたうえで、問い合わせ先が「企業年金基金」から「母体企業」に変更するなど、取扱いが変わる部分を対比表にしてするとわかりやすいのではないかな。2020年に発行する源泉徴収票については、11月分までが基金から、12月分は母体企業からなど、書類の発行元が変わってくる部分を記載しておくといいよ。
- Bさん：わかりました。さっそく資料集めとレター案を考えてみます。

（年金業務部 年金信託室 営業サポートグループ 森本 幸江）

企業年金ノート 2018(平成30)年8月号 No.604

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託ビジネス部 りそな年金研究所
〒135-8581 東京都江東区木場 1-5-65 深川ギャザリア W2 棟
TEL: 03-6704-3361 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>